ひょうご保育料軽減事業（認可外事業所内保育所）
対象確認フロー

A：→
B：⇢

子ども・保護者とも兵庫県内に住所がある
A：はい　B：いいえ

⇢ 兵庫県民以外の方は対象外です

↓

対象施設（県内にある認可外の事業所内保育施設、企業主導型保育事業）を今年度
A：利用している（いた）　B：利用していない
※一時預かりなど定期的ではない利用や、認可保育所等と併用している場合はBへ

⇢ 対象外です
※認可保育所を併用されている方は認可保育所利用分が対象になります。
（申請方法等は市町へお問い合わせください）

↓

対象施設を利用している子どもの年齢は、令和5（2023）年4月1日時点で2才以下（令和2（2020）年以降の生まれ）
A：はい　B：いいえ

⇢ 3歳児クラス以上の子どもは対象外です（幼児教育・保育無償化の対象）

↓

非課税世帯ではない
（世帯合計の市町民税所得割額・均等割額とも0円ではない）
A：はい　B：いいえ

⇢ 幼児教育・保育無償化の対象になるため
R4非課税→4～8月分対象外
R5非課税→9～3月分対象外
となります
※R4・5とも非課税の場合は申請できません

↓

世帯合計の市民税所得割額が
・対象となる子どもが第1子　：57,700円
・　〃　第2子以降：155,500円
A：未満　B：以上

⇢ ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯に
A：該当する　B：該当しない

↓

世帯合計の市民税所得割額が
・対象となる子どもが第1子　：77,101円
・　〃　第2子以降：169,900円
A：未満　B：以上

⇢ R4所得制限超え
→4～8月分対象外
R5所得制限超え
→9～3月分対象外
となります
※R4・5とも所得制限を超えている場合は申請できません

↓

毎月の保育料は
A：5,000円以上　B：5,000円未満

⇢ 対象外です
（途中入園した月の保育料が日割り計算で5,000円未満になる場合などは、その月のみ対象外）

↓

対象者です。
次の書類を、利用している施設に提出してください。

① 申請書（県HP、各施設にあります）
② 世帯全員の住民票 または 健康保険証のコピー
③ 令和4年度と令和5年度の市町民税所得割額が分かる書類の写し
④ ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯を証明する書類（該当世帯のみ）